

原子力発 第16291号
平成28年12月21日

原子力規制委員会 原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

四国電力株式会社

伊方発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、日本原子力発電株式会社が運営する「原子力緊急事態支援組織」の本格運用開始に伴い、当組織の所在地や要員数をはじめとする当組織についての記載を変更いたします。

また、伊方町の組織名称変更に伴い、原子力災害時における通報連絡先の名称を変更いたします。

つきましては、伊方発電所原子力事業者防災業務計画に記す上記内容を、同防災業務計画の修正までの期間、下記のとおり読み替えることにより運用しますので、ご連絡申し上げます。

敬具

記

- ・読み替え内容
 - 1. 原子力緊急事態支援組織の記載を本格運用開始による組織内容に読み替える。
 - 2. 「原子力防災組織業務の一部を委託するもの」を、原子力緊急事態支援組織を追加した表に読み替える。
 - 3. 原子力災害発生時における伊方町への通報先名称を「総合政策課原子力政策室」に読み替える。
- ・運用開始日
平成28年12月21日（水）
- ・添付資料
伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

以 上

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (1/9)

読み替え前	読み替え後	理由
<p>別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路 (発電所内での事象発生時の通報連絡経路)</p> <p>一斉FAX</p> <p>→ 電話によるFAX 着信確認</p> <p>---> 電話によるFAX 送信確認</p>	<p>別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路 (発電所内での事象発生時の通報連絡経路)</p> <p>一斉FAX</p> <p>→ 電話によるFAX 着信確認</p> <p>---> 電話によるFAX 送信確認</p>	<p>伊方町の組織変更に伴う読み替え</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (2/9)

読み替え前	読み替え後	理由
<p>別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路</p> <p>原災法10条第1項に基づく通報先 一斉FAX 電話によるFAX 着信確認 電話によるFAX 送信連絡</p>	<p>別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路</p> <p>伊方町の組織変更に伴う読み替え</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (3/9)

読み替え前	読み替え後	理由
<p>別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路</p>	<p>別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路</p>	<p>伊方町の組織変更に伴う読み替え</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (4／9)

読み替え前	読み替え後	理由
<p>別図2－14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路</p> <pre> graph TD subgraph EPB [] EPB_D[災害対策本部長] --> EPB_I[情報連絡班 報道班] end EPB_I --> EPB EPB_I --> AENKU_A[愛媛県庁 (原子力安全対策課)] EPB_I --> AENKU_B[愛媛県原子力センター] EPB_I --> AENKU_C[愛媛県南予地方局八幡浜支局 (総務県民室)] EPB_I --> IMA[伊方町 (政策推進課 原子力対策室)] EPB_I --> HIB[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] EPB_I --> AENKU_D[愛媛県警察本部] EPB_I --> HIB_S[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] EPB_I --> HIB_H[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] EPB_I --> SHIB[松山海上保安部、宇和島海上保安部] EPB_I --> KITA[地区連絡要員 (亀浦、鳥津、九町)] EPB_I --> YAM[山口県庁 (防災危機管理課・消防保安課)] EPB_I --> NAK[内閣府 (内閣総理大臣)] EPB_I --> AOKU[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] EPB_I --> NAKU[内閣官房] EPB_I --> NAKU_K[内閣府 政策統括官付 参事官付] EPB_I --> IMAKU[伊方原子力規制事務所 (原子力防災専門官)] EPB --> EPB_I </pre>	<p>別図2－14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路</p> <pre> graph TD subgraph EPB [] EPB_D[災害対策本部長] --> EPB_I[情報連絡班 報道班] end EPB_I --> EPB EPB_I --> AENKU_A[愛媛県庁 (原子力安全対策課)] EPB_I --> AENKU_B[愛媛県原子力センター] EPB_I --> AENKU_C[愛媛県南予地方局八幡浜支局 (総務県民室)] EPB_I --> IMA[伊方町 (総合政策課 原子力政策室)] EPB_I --> HIB[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] EPB_I --> AENKU_D[愛媛県警察本部] EPB_I --> HIB_S[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] EPB_I --> HIB_H[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] EPB_I --> SHIB[松山海上保安部、宇和島海上保安部] EPB_I --> KITA[地区連絡要員 (亀浦、鳥津、九町)] EPB_I --> YAM[山口県庁 (防災危機管理課・消防保安課)] EPB_I --> NAK[内閣府 (内閣総理大臣)] EPB_I --> AOKU[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)] EPB_I --> NAKU[内閣官房] EPB_I --> NAKU_K[内閣府 政策統括官付 参事官付] EPB_I --> IMAKU[伊方原子力規制事務所 (原子力防災専門官)] EPB --> EPB_I </pre>	<p>伊方町の組織変更に伴う読み替え</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (5/9)

読み替え前	読み替え後	理由
<p>別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路</p> <pre> graph TD A[発電所災害対策本部 灾害対策本部長 ↓ 情報連絡班 報道班] --> B[愛媛県庁(原子力安全対策課) 愛媛県原子力センター 愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室) 伊方町(政策推進課 原子力対策室) 八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町 愛媛県警察本部 八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署 八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部 松山海上保安部、宇和島海上保安部 地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町) 山口県庁(防災危機管理課・消防保安課) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 四国経済産業局 伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官) 地方放射線モニタリング対策官 内閣官房 現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会(オフサイトセンター) 愛媛県災害対策本部※ 伊方町災害対策本部※ 原子力災害対策本部(内閣府内) または関係省庁事故対策連絡会議 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] </pre> <p>※ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p> <p>※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路</p> <pre> graph TD A[発電所災害対策本部 灾害対策本部長 ↓ 情報連絡班 報道班] --> B[愛媛県庁(原子力安全対策課) 愛媛県原子力センター 愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室) 伊方町(総合政策課 原子力政策室) 八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町 愛媛県警察本部 八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署 八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部 松山海上保安部、宇和島海上保安部 地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町) 山口県庁(防災危機管理課・消防保安課) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 四国経済産業局 伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官) 地方放射線モニタリング対策官 内閣官房 現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会(オフサイトセンター) 愛媛県災害対策本部※ 伊方町災害対策本部※ 原子力災害対策本部(内閣府内) または関係省庁事故対策連絡会議 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] </pre> <p>※ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p> <p>※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>伊方町の組織変更に伴う読み替え</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (6/9)

読み替え前	読み替え後	理由
<p>別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後情報連絡経路（2／2） (2) 事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路</p> <p>※ 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p> <p>※ 災害対策本部等が設置されている場合に限る。原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p>	<p>別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後情報連絡経路（2／2） (2) 事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路</p> <p>※ 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p> <p>※ 災害対策本部等が設置されている場合に限る。原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p>	<p>伊方町の組織変更に伴う読み替え</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (7/9)

読み替え前	読み替え後	理由																																		
<p>別表2-9 原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市沓見165-9-6)</td></tr> <tr> <td>施設概要</td><td>事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等</td></tr> <tr> <td>要員数</td><td>9名 (組織長、<u>対応</u>要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1"> <tr> <td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市沓見165-9-6)	施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等	要員数	9名 (組織長、 <u>対応</u> 要員)	資機材の集中管理	保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	<p>別表2-9 原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr> <td>名称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr> <td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等</td></tr> <tr> <td>要員数</td><td>21名 (組織長、<u>支援組織</u>要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1"> <tr> <td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> <tr> <td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> <tr> <td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> <tr> <td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等	要員数	21名 (組織長、 <u>支援組織</u> 要員)	資機材の集中管理	保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	<p>原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う読み替え</p>
実施主体	日本原子力発電株式会社																																			
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市沓見165-9-6)																																			
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等																																			
要員数	9名 (組織長、 <u>対応</u> 要員)																																			
資機材の集中管理	保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																			
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																			
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																			
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																			
実施主体	日本原子力発電株式会社																																			
名称	美浜原子力緊急事態支援センター																																			
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																																			
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート 等																																			
要員数	21名 (組織長、 <u>支援組織</u> 要員)																																			
資機材の集中管理	保有資機材 (4. 参照) について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																			
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																			
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回/年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																			
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																			

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (8/9)

読み替え前		読み替え後		理由
3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容	<p>災害発生時の連絡体制</p> <p>状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容	<p>災害発生時の連絡体制 <u>(24時間 365日 オンコール体制)</u></p> <p>状況報告 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う読み替え
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 ・支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 ・災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 ・以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。 	発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 ・支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ・以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 	
4. 保有資機材一覧	資機材については1回/年保守点検を行う。また、 <u>不具合が長期にわたる</u> 場合には代替品を補充する。	4. 保有資機材一覧	資機材については1回/年保守点検を行う。また、 <u>故障、点検等により必要数が確保できない</u> 場合には代替品を補充する。	
分類	名 称	数量	保管場所	
遠隔操作ロボット	小型 <u>偵察用</u> ロボット	4台	資機材保管スペース	資機材保管庫・車庫棟
除染資機材	中型 <u>作業用</u> ロボット	1台		
	除染資機材	1式		
分類	名 称	数量	保管場所	
遠隔操作資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6台	資機材保管庫・車庫棟	
	中型ロボット（障害物撤去用）	2台		
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3台		
	無線ヘリコプター（高所からの偵察用）	2台		
現地活動用資機材	放射線防護用資機材	1式		
	放射線管理、除染用資機材	1式		
	作業用資機材	1式		
	一般資機材	1式		
搬送用車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2台		
	大型トラック（重機搬送）	1台		
	中型トラック（ロボット搬送等）	9台		

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (9/9)

読み替え前	読み替え後	理由																
	<p><u>別表4－2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの（4/4）</u></p> <p><u>「防災業務計画命令」第2条第3項に基づき原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>法人の名称</u></td><td><u>日本原子力発電株式会社</u></td></tr> <tr> <td><u>主たる事務所の所在地</u></td><td><u>東京都千代田区神田美土代町1-1</u></td></tr> <tr> <td><u>業務の範囲および実施方法</u></td><td><u>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が実施する支援組織要員派遣、放射線量等の環境情報収集支援、アクセスルート確保作業支援および除染作業支援であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。</u></td></tr> <tr> <td><u>業務の範囲</u></td><td><u>実施方法</u></td></tr> <tr> <td><u>支援組織要員派遣</u></td><td><u>・支援組織要員の派遣</u></td></tr> <tr> <td><u>放射線量等の環境情報収集支援</u></td><td><u>・遠隔操作資機材等を使用した放射線量測定等による環境情報収集の支援</u></td></tr> <tr> <td><u>アクセスルート確保作業支援</u></td><td><u>・遠隔操作資機材等を使用したがれきの撤去作業等によるアクセスルートの確保作業の支援</u></td></tr> <tr> <td><u>除染作業支援</u></td><td><u>・遠隔操作資機材等を使用した放射性物質の除去等の除染作業の支援</u></td></tr> </table>	<u>法人の名称</u>	<u>日本原子力発電株式会社</u>	<u>主たる事務所の所在地</u>	<u>東京都千代田区神田美土代町1-1</u>	<u>業務の範囲および実施方法</u>	<u>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が実施する支援組織要員派遣、放射線量等の環境情報収集支援、アクセスルート確保作業支援および除染作業支援であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。</u>	<u>業務の範囲</u>	<u>実施方法</u>	<u>支援組織要員派遣</u>	<u>・支援組織要員の派遣</u>	<u>放射線量等の環境情報収集支援</u>	<u>・遠隔操作資機材等を使用した放射線量測定等による環境情報収集の支援</u>	<u>アクセスルート確保作業支援</u>	<u>・遠隔操作資機材等を使用したがれきの撤去作業等によるアクセスルートの確保作業の支援</u>	<u>除染作業支援</u>	<u>・遠隔操作資機材等を使用した放射性物質の除去等の除染作業の支援</u>	原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う読み替え
<u>法人の名称</u>	<u>日本原子力発電株式会社</u>																	
<u>主たる事務所の所在地</u>	<u>東京都千代田区神田美土代町1-1</u>																	
<u>業務の範囲および実施方法</u>	<u>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が実施する支援組織要員派遣、放射線量等の環境情報収集支援、アクセスルート確保作業支援および除染作業支援であり、業務の範囲、実施方法は下記のとおり。</u>																	
<u>業務の範囲</u>	<u>実施方法</u>																	
<u>支援組織要員派遣</u>	<u>・支援組織要員の派遣</u>																	
<u>放射線量等の環境情報収集支援</u>	<u>・遠隔操作資機材等を使用した放射線量測定等による環境情報収集の支援</u>																	
<u>アクセスルート確保作業支援</u>	<u>・遠隔操作資機材等を使用したがれきの撤去作業等によるアクセスルートの確保作業の支援</u>																	
<u>除染作業支援</u>	<u>・遠隔操作資機材等を使用した放射性物質の除去等の除染作業の支援</u>																	